

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十六条の規定に基づき、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令

電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成六年郵政省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後		改 正 前
目次		目次
「第一章 略」		「第一章 同上」
第二章 「略」		第二章 「略」
「第一節 第三節 略」		「第一節 第三節 略」
第四節 証拠書類等及び参考人（第二十六条―第三十六条の七）		第四節 証拠書類等及び参考人（第二十六条―第三十六条）
「第五節 略」		「第五節 略」
「第三章 第五章 略」		「第三章 第五章 同上」
附則		附則
（目的）		（目的）
第一条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第八十六条（法第百四条の三第二項若しくは第百四条の四第二項又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により電波監理審議会が行う審理及び法第九十九条の十二第一項若しくは第二項又は放送法第百七十八条第一項若しくは第二項の規定により電波監理審議会が行う意見の聴取、並びに電波法九十二条の二（同法第百四条の三第二項及び第百四条の四第二項、電波法の一部を改正する法律（平成九年法律第四十七号）附則第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされた同法による改正前の電波法第百四条の四第二項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。）の規定により出頭を求められた参考人の受ける旅費、日当及び宿泊料の額については、法及び電波法による旅費等の額を定める政令（昭和二十五年政令第百七十三号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。		第一条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号。以下「法」という。）第八十六条（法第百四条の三第二項若しくは第百四条の四第二項又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百八十条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により電波監理審議会が行う審理及び法第九十九条の十二第一項若しくは第二項又は放送法第百七十八条第一項若しくは第二項の規定により電波監理審議会が行う意見の聴取に関しては、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
第三十六条 「略」		第三十六条 「同上」
（附属の島）		
第三十六条の二 令第二条第一項に規定する総務省令で定める附属の島は、本州、北海道、四国及び九州に附属する島とする。		〔新設〕
（鉄道賃に係る鉄道）		
第三十六条の三 令第二条第一項に規定する外国における鉄道及び軌道に相当するものとして、総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。		〔新設〕
一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの		
二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道に類するもの		
三 外国における前二号に掲げるものに相当するもの		
（船賃に係る船舶）		

第三十六條の四 令第二条第一項に規定する外国における船舶に相当するものとして、総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するもの 二 外国における前号に掲げるものに相当するもの （航空賃に係る航空機）	〔新設〕
第三十六條の五 令第二条第一項に規定する、外国における航空機として総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するもの 二 外国における前号に掲げるものに相当するもの （長時間にわたる航空移動）	〔新設〕
第三十六條の六 令第二条第七項に規定する、長時間にわたる航空機移動として総務省令で定めるものは、一の旅行区間における飛行時間が二十四時間以上の移動とする。 （宿泊料基準額）	〔新設〕
第三十九條の七 令第四条に規定する総務省令で定める額は、一夜あたり、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）第十三条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の二級の職員に適用される額に相当する額とする。 2 令第四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる宿泊について、それぞれ当該各号に定める場合とする。 一 内国旅行における宿泊 現に支払った宿泊料の額が宿泊料基準額を超える場合であつて、審理の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したと、総務大臣が認めるとき。 二 外国旅行における宿泊 現に支払った宿泊料の額が宿泊料基準額を超える場合であつて、総務大臣が次のいずれかに該当すると認めるとき。 イ 審理の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択したとき。 ロ 為替相場の変動その他通常予見することのできない事由があつたとき。	〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。